

いわき市

猫の適正飼育管理ガイドライン

～人と動物に優しいまちいわきを目指して～

いわき市

目次

【はじめに】 · · 1

【飼う前に考えて欲しいこと】 · · 2

【飼い猫の適正飼育ガイドライン】 · · 4

【所有者のいない猫の適正管理ガイドライン】 · · 11

参 考

【飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費の助成事業の概要】 · · 17

【所有者のいない猫不妊去勢手術費の助成事業の概要】 · · 21

【猫に関する法律・条例関係抜粋】 · · 25

【はじめに】

猫等の愛護動物は、飼い主の生活に潤いや喜びを与えてくれるばかりでなく、人生を共に歩む大切なパートナーとして、数多くのご家庭に迎え入れられています。

しかし、猫は犬と異なり、飼い方に関する決まりごとが少ないとことから、不適正な飼い方によるふん尿や発情期の鳴き声の問題等により、猫の飼い主と近隣住民とのトラブルに発展する事例も発生しています。

このような状況の中、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部が改正されたことにより、飼い主の責任が明確化されたことを踏まえ、本市では、飼い猫については「適正飼育」、所有者のいない猫については、地域で猫の世話をする「猫管理活動」をより一層推進するために、このたび新たに「いわき市猫の適正飼育管理ガイドライン」を策定しました。

人と猫が共生できる地域づくりの参考としてご利用いただければ幸いです。



【飼う前に考えて欲しいこと】

愛護動物である猫を飼う場合、その動物の生涯に責任を持って大切に飼う必要があります。

「十数年後の自分または家族が老猫の世話をできるのか」を家族や友人と相談し、考えることが必要です。

「かわいいから」という安易な考え方で飼うことは絶対にせずに、本当にその猫の一生に責任を持てるか、次の点について確認しましょう。



1 家族全員が猫を飼うことに賛成していますか？

家族の誰かが猫を嫌っていたりすると、その家族はもちろん、猫にとっても大きなストレスになります。

2 終生飼育ができますか？

猫は室内飼育で適正に飼えば 10 年以上生きます。（平均 15 年程度（令和元年度一般社団法人ペットフード協会調べ））

その間には様々な病気、トラブル等が起こる可能性がありますが、それでも終生飼い続ける義務があります。

3 猫を飼える住宅にお住まいですか？

集合住宅や借家等でペット飼育が禁止されている場合、退去を迫られるかもしれません。

4 飼育の状況に応じて、不妊去勢手術等の繁殖制限をすることができますか？

殺処分される猫の多くは、飼い主が繁殖制限をしていなかったために個体数が増えすぎ、飼うことができなくなってしまった、産まれて間もない子猫です。将来、増えることもあることから、不妊去勢手術をするかどうかも考える必要があります。

5 家計での支出を見込んでいますか？

猫を飼うにあたっては、人と同じく食費や日用品、医療費等様々なお金が必要です。
(平均生涯必要経費約 135 万円 (令和元年度一般社団法人ペットフード協会調べ))
例) キャットフードにかかる費用、トイレ用猫砂や爪とぎ及びキャリーケースや遊具にかかる費用、混合ワクチン接種代、病気の際の治療費、ペット保険の保険料、等

6 適切な世話を続けられますか？

トイレの清掃、毎日のエサやりや、猫にとって快適な環境を、継続して用意しなければなりません。

7 近隣に迷惑をかけずに飼えますか？

鳴き声やふん尿等による近隣トラブルを防ぐためにも、望ましいのは室内飼育です。

複数の猫を飼育する場合は、鳴き声やふん尿等の匂いの発生防止に一層配慮する必要があります。

8 飼育できなくなった時のことを考えていますか？

飼い主の結婚や出産、入院、高齢化、死亡あるいは身内の者の介護等、様々な出来事により、終生飼い続けることが困難になるかもしれません。

飼い始める前に、様々な場面を想定し、家族間で十分話し合ったり、いざという時に自分の代わりに飼ってくれる人を確保しておくことが必要です。

【飼い猫の適正飼育ガイドライン】

いわき市では、飼い猫を適正に飼育するために、

1 室内飼育

2 不妊去勢手術の実施

3 所有者明示 を推奨しています。

1 室内飼育のすすめ

屋外は交通事故や怪我、感染症等により命を落とす危険があったり、ふん尿等で近隣トラブルになることがあります。

室内飼育を行うようにしましょう。

環境が整えば猫は室内だけで快適に過ごすことができます。



○ 猫に快適な室内環境あれこれ

① 外を眺められる場所を用意しましょう

窓枠周辺に猫が座れるようなスペースを設け、その場所から窓の外を見られるようにして、屋外を眺める、という刺激が与えられ、「退屈」を感じにくくなります。

② くつろげる場所を用意しましょう

柔らかな布の上や、暖かな場所を好みます。

③ 隠れ場所を用意しましょう

猫は本来臆病な動物ですので、フタや扉を開けたままのキャリーケースを置いておき、驚いたり不安な時に猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。

④ トイレを用意しましょう

猫は非常にきれい好きで、トイレにこだわりがありますので、快適なトイレ環境を用意しましょう。

—猫にとって快適なトイレ環境—

- ・ トイレの数 「猫の頭数+1」

他の猫のふん尿の匂いなど
を嫌う場合がありますので、複
数の猫を飼う場合は、最低でも
頭数分のトイレを個別に作り、



予備のため「+1」か所のトイレを用意しましょう。

- ・ 大きめのトイレを選ぶ

窮屈な大きさの場合、トイレの周辺にふん尿がこぼれてしまうことがあります
ので、余裕のある大きさのトイレを用意しましょう。

- ・ 猫が好む種類のトイレ砂を使う

猫は、柔らかくてサラサラした砂状の場所を好んでふん尿をする習性があります
が、さらに、猫によって砂粒の大きさや砂の匂いにより好みが分かれる場合が
あります。

ペット用品店やホームセンター等でいくつかの種類のトイレ砂が販売されてい
ますので、様子を見ながら試して、猫が好む砂を見つけてあげましょう。

- ・ 清潔に保つ

猫がふん尿をするたびに掃除をするのは難しいでしょうが、ふんが堆積してい
たり、尿によって固まった猫砂（水分を吸って固形になるタイプの猫砂もあります。）
が多く残っていると、そのトイレを嫌ってしまうことがありますので、できるだけまめにふん尿を取り除き、清潔に保ちましょう。

また、必要に応じて減った分の砂を補充し、汚れがひどい場合はすべての砂を
交換しましょう。

なお、すべての砂を交換する場合や他の種類の砂に変更する場合、自分のふん

尿の匂いや使い慣れた砂の匂いがしなくなってしまうことで、猫が戸惑ってしまう場合もありますので、交換直前まで使用していた砂を少量混ぜ込み、自分のトイレであることをわかりやすくしてあげましょう。

⑤ 上下運動や入り組んだ動きができる空間を用意する

猫は、平面的な動きより、立体的な動きを求める習性があるため、上下運動や動き回れる空間があると、自分でエネルギーを発散でき、問題行動の予防になります。キャットタワーを置いたり、棚の上を整理して、飛び乗れるようにするなどし、上下運動や動き回れる空間を用意してあげましょう。

⑥ 爪とぎを用意する

猫は、物をひっかいて爪を研ぐ習性がありますが、猫によって爪のひっかかり具合などにより材質の好みが分かれる場合があります。

ペット用品店やホームセンター等でいくつかの種類の爪とぎが販売されていますので、様子を見ながら試して、家具や柱などで爪を研がないように、猫が好む爪とぎを見つけてあげましょう。

⑦ ケージを用意する

日ごろから落ち着ける場所として、フタを開けたままのキャリーケースを置くなどし、その中で過ごすことに慣れさせておくことで、入院、通院や災害時の避難等の際に、安全に移動しやすくなります。

子猫のうちからケージやキャリーケースに入ることを習慣づけてあげましょう。

○ 脱走防止対策あれこれ

① 猫が玄関まで行きにくくなるような環境をつくる

玄関の手前に腰高のゲートフェンスを設置する等により、玄関からの脱走を防止しましょう。

② 網戸には、ロックをかける

網戸を開けてしまわないよう、補助錠を取り付けたり、窓枠にワイヤーネットを設置するなどし、窓からの脱走を防止しましょう。

また、トイレや浴室などの小窓から脱走してしまう場合もありますので、脱走防止対策が難しい場所については、その部屋に入らないように扉の開閉に注意しましょう。

③ ベランダに猫を出さない

高層階の住宅のベランダであっても、猫が飛び降りたり、落下するなどし、結果的に脱走してしまう場合がありますので、ベランダに猫を出さないようにしましょう。

また、万が一の落下事故の防止策として、ベランダにネットを張りめぐらせるのも有効です。

2 不妊去勢手術実施のすすめ

いわき市では、猫の繁殖を望む場合を除いて、不妊去勢手術を実施することを推奨しています。

猫は非常に繁殖能力の高い動物です。

生殖器系の病気や意図せぬ妊娠、発情期のストレスや問題行動を防ぐためにも、不妊去勢手術を行うようにしましょう。

いわき市では飼い猫を対象とした不妊去勢手術について、手術費用の一部を助成しています（17～20 ページ参照）。

ご不明な点は、ご相談ください。

○ 猫の繁殖生理

オス猫の場合

オスの子猫は生後約 6 か月で大人になり、発情期には独特の声で鳴くようになります。



す。

また、尿のにおいが強くなり、なわばりを主張するために、あちこちに尿を吹きかける行動（尿スプレー）も始まります。

なわばりやメスをめぐる他のオス猫とのケンカで大ケガを負ったり、交通事故に遭ったりすることも少なくありません。

メス猫の場合

メスの子猫も生後約6か月（早い個体では4か月程度の場合もあります。）で最初の発情を迎えます。

猫は交尾による刺激で排卵する動物なので、交尾をすればほぼ100%妊娠します。

妊娠期間は約2か月であり、1回の出産で3～6匹の子猫を産みます。

1年に2～3回程度の妊娠や出産が可能なため、1匹のメス猫から1年後に20匹、2年後に80匹以上に増えてしまうことも考えられます。

メス猫が子猫を産んだにもかかわらず知らん顔、ということでは飼い主としての責任を問われてしまいます。

○ 不妊去勢手術のメリット

去勢手術（オス）のメリット

- ・ 尿スプレーをしなくなる
- ・ 尿のにおいが弱まる
- ・ 発情期のストレスがなくなるため、発情期の鳴き声がなくなり、1年中穏やかに暮らせる
- ・ 外出やケンカの衝動が少なくなり、穏やかに暮らせる
- ・ 交尾やケンカでうつる病気の心配がなくなる
- ・ 睾丸や精巣の病気が発生しなくなる

不妊手術（メス）のメリット

- ・ 望まない子猫が生まれない
- ・ 発情期のストレスがなくなるため、発情期の鳴き声がなくなり、1年中穏やかに暮らせる
- ・ 交尾でうつる病気の心配がなくなり、子宮や卵巣の病気が発生しなくなる

3 所有者明示のすすめ

いわき市では、猫への所有者明示を実施することを推奨しています。

室内飼育であっても、戸外に逃げてしまうことがあるかもしれませんので、首輪には迷子札を付けましょう。

また、マイクロチップの装着（埋込）も有効です。

保健所では迷子動物のマイクロチップ確認をしています。



4 その他

○ ペットの防災用品を準備しましょう。

ペットを運搬する為の用具や、動物病院より処方されている薬、5日分以上の水やエサ等、緊急時にすぐに持ち出せるように準備しておきましょう。



また、同行避難ができるようにケージに慣れさせておく等、日頃からしつけをしておきましょう。

○ 終生飼育しましょう。

飼い主は、動物が命あるものであることを強く認識し責任をもって、最後まで飼わなければなりません。



もし、飼育できなくなった場合は、新たな飼い主を探して譲り渡してください。

○ 愛情を持って飼育しましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律では、猫等の愛護動物をみだりに殺傷した者には、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が、また、遺棄や虐待をした者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事罰が規定されています。



メモ

【所有者のいない猫の適正管理ガイドライン】

1 所有者のいない猫とは

いわき市の条例では、動物の所有者を飼い主と規定しています。

「所有者のいない猫」とは、飼い主が不明な猫や飼い主がない猫（野良猫）がこれにあたります。

野良猫は、人に追い払われたりするストレスや、交通事故、感染症等の様々な危険と隣り合わせの中で暮らしているため、平均寿命が4～5年と考えられており、長く生きられない傾向にあります。



2 猫管理活動とは

野良猫のふんや鳴き声等を迷惑に思っている方は、野良猫が減って欲しいとお思いでしよう。

一方で、野良猫を見るとついエサをあげてしまう方にも、飼い主に適正に管理されず、十分にエサを与えてもらえないような野良猫は、少しでも減って欲しいとお考えの方もいらっしゃると思いますが、みだりにエサやりをし続けることによって、その猫が子猫を産んでしまい、野良猫を増やしてしまう可能性が高まり、また、エサの管理が不十分であった場合、食べ残されたエサをカラスが食べ散らかし、悪臭や害虫が発生することにより、地域の生活環境が悪化する原因となる恐れもあります。

迷惑に思っている方も、かわいそうにお思いの方も、それぞれ異なる立場ですが、いずれにおいても「野良猫は減って欲しい」という「共通の思い」があります。

この「共通の思い」を目標にして、お住まいの地域の皆さんと、野良猫の問題を『地域の環境問題』と捉え、野良猫の世話を協力して行い、人も飼い猫も野良猫も住みやす

い生活環境を作り、よりよい共生を目指すための活動を、いわき市では「猫管理活動」と言います。

具体的には、生息地域の市民の皆さんの理解と協力のもとで、野良猫に不妊去勢手術を行って、野良猫の数が増えないようにするとともに、エサやトイレの管理等を行う活動です。

3 猫管理活動の効果

- ・ 不妊去勢手術による繁殖制限

野良猫が子猫を産まなくなることで、地域の野良猫の数が徐々に少なくなります。

発情特有の鳴き声や猫同士のケンカが減り、尿臭の軽減等が期待できます。

- ・ エサやりの管理

エサ場の掃除により、鳥等によるエサの散乱や、虫の発生が少なくなります。

置きエサの悪臭が軽減されます。

- ・ トイレの設置

トイレを設置し、清掃等管理することで、ふん尿被害が軽減します。

4 猫管理活動の流れ

(1) 地域の実態を把握する

地域にいる猫の数（外飼いされている猫含む）、性別、分布、エサ場、排泄場所、被害の程度等を収集し、猫の生息状況を把握します。

地域の地図にそれらを記入し活用する「猫マップ」の作成も有効です。

(2) 活動グループを作る

猫管理活動では、エサやトイレの管理等、たくさんの労力が必要となります。

また、不妊去勢手術の費用やエサ代もかかりますので、なるべく多くの人に参加してもらうことが必要です。

(3) 当該地域の協力と理解を得る

猫管理活動に取り組む際には、近隣の皆さんや町内会等の合意と理解、協力が不可欠で、最も大切なことですので、周辺の方々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行いましょう。



自治会がある地域は、自治会などで話し合いましょう。

(4) 活動のルールを作る

周辺環境の保全が、野良猫が住民に受け入れられる重要な要因です。

参加者の役割分担（エサやり、清掃、トイレの設置と管理、不妊去勢手術のための捕獲の周知等）や、当番日等を決め、皆さんで無理なく活動を行うためのルールを作りましょう。

活動に関する代表者を決め、活動に関する窓口を決めるのも大切です。

(5) 活動内容を周辺へ知らせる

地域で活動を行うことを、より多くの方に知ってもらうことも必要です。

活動内容が決まったら、その内容を周辺の方々にお知らせしましょう。

特に、不妊去勢手術のための捕獲を行う際には、飼い猫を捕獲しないように、必ず、近隣への事前周知を行いましょう。

地域の中には、飼い猫を屋外で飼育している方もいるかもしれませんので、実際に飼い猫を無断で手術してしまい、トラブルになることもあります。



不妊手術を実施しようとする猫が飼い猫ではないか、注意が必要です。

要です。

また、飼い猫を屋外で飼育している方は、飼い猫であることが分かるように、首輪や迷子札により、所有者明示をしましょう。

(6) エサ場を管理する

地域の方々に説明し、ご理解をいただいて、エサ場を決めます。

置きエサ（エサを入れた容器等を置き、そのまま放置する方法）は鳥や虫が寄ってきますし、悪臭の原因にもなり不衛生な上、管理している以外の猫が集まる等、ご近所とのトラブルの元となります。



また、長期間エサを放置してしまうと傷んでしまうので、猫にとって、体調を崩してしまう危険性があります。

エサは決まった時間に、適切な量を与え、食べ終わったらその場ですぐに片付け、エサ場の周辺が常に清潔に保たれるように配慮しましょう。

(7) トイレを管理する

周辺住民の理解が得られる場所に野良猫のトイレを設置し、トイレ以外の場所におけるふん尿の被害を減少させましょう。

トイレは常に清潔に保ち、また、定期的に町内をパトロールし、トイレ以外に落ちているふんも併せて処理しましょう。

なお、パトロールの際に新しい野良猫を見つけたら、その猫の性別、エサ場、排泄場所、被害の程度等の情報を活動グループのメンバーで共有し、速やかに不妊去勢手術を行いましょう。

(8) 不妊去勢手術を行う

猫管理活動に不妊去勢手術は不可欠です。

性別にかかわらず、生後6か月位を目安に、すべての野良猫に行いましょう。

手術後、元の場所に戻す際には、耳介をV字カットするなどし、手術済みの証としましょう。

全国的にも、このような活動が行われていますが、オスの場合は右側の耳介、メスの場合は左側の耳介をV字カットするのが一般的です。

いわき市では所有者のいない猫を対象とした不妊去勢手術について、手術費用の一部を助成しています（21～24ページ参照）。

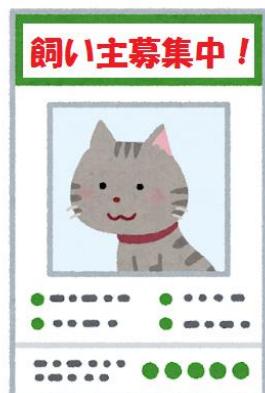
ご不明な点は、ご相談ください。

(9) 猫の譲渡を進める

動物愛護団体等と連携し、室内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

飼い猫により早く野良猫を減らせるとともに、飼い猫を含めたすべての猫が、より良い環境で生きていくことが可能になります。

新しい飼い主に対して、野良猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼育及び適正飼育に関する情報提供を行いましょう。



(10) 苦情等へ対応する

活動地域内の住民から猫による苦情があった際には、

活動代表者が誠意をもって対応し、必要に応じて相互に
話し合いをもちましょう。



メモ

【飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費の助成事業の概要】

いわき市では、犬・猫のみだりな繁殖防止等、飼い主責任を徹底し、安易な飼育放棄を防止するため、飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術に要した費用について、その一部を助成しています。

助成は、同一個体の生涯につき1回となります。

予算の範囲内で実施される助成であり、先着順の受付となりますので、予算額に達し次第、終了となります。

助成終了の広報との時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。

あらかじめご了承ください。

1 助成対象の要件

(1) 飼い主の要件

- ・ いわき市の住民基本台帳に記載されている者
- ・ 助成を受けようと申請・請求をする日前までの市税を滞納していない者
- ・ 飼い犬にあっては、狂犬病予防法の規定による登録上の所有者

(2) 飼い犬・飼い猫等の要件

助成を受けようとする年度内に、いわき市内の動物病院で、獣医師により不妊去勢手術を受けた飼い犬・飼い猫

※ 次の項目に該当する飼い犬・飼い猫の場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 福島県内の保健福祉事務所又は保健所より譲渡を受け、公益社団法人福島県獣医師会の定める不妊去勢手術費助成制度の対象となる飼い犬又は飼い猫
- ・ 手術前の段階で、高齢や疾患等により既に完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した飼い犬又は飼い猫

- ・ 狂犬病予防法に定める、助成を受けようとする年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けていない飼い犬

2 手続きの方法等

(1) 窓口（持参のみ）

いわき市保健所 生活衛生課 動物愛護係

（いわき市内郷高坂町四方木田 191 総合保健福祉センター 2 階）

(2) 提出書類

- ・ 飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）（第 1 号様式）
- ・ 手術実施獣医師が発行した飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書（第 2 号様式）
- ・ 市税完納証明請求書（第 3 号様式）
- ・ 飼い主名義の預金通帳の写し（振込みを希望する金融機関の口座情報を確認できる部分）
- ・ その他、市長が必要と認める書類

※ 第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式については、市内の動物病院や市ホームページ、いわき市保健所生活衛生課の窓口にて入手できます。

※ 市税完納証明の請求について、詳しくは本庁及び各支所、市民サービスセンター・窓口コーナーまでお問い合わせください。

3 手続きの流れ

(1) 飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）（第 1 号様式）、飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書（第 2 号様式）及び市税完納証明請求書（第 3 号様式）を入手します。

(2) 市内の動物病院で不妊去勢手術を受け、獣医師に飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書の作成をお願いします。

※作成に要する日数等については、各動物病院へお問い合わせください。

(3) 獣医師より飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書を受け取り、また、市税完納証明書などの必要な書類を入手します。

※ 各種証明書類の交付などに要する費用は飼い主の負担となります。

(4) 飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）に必要事項を記入し、用意したその他の必要書類を添えて、窓口に持参します。

※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までが受付時間となります。

(5) 書類が受理されると、概ね2カ月程度で希望した金融機関へ口座振替により助成金が交付されます。

※ 書類に不備があった場合や予算額に達してしまっていた場合は、受付をお断りすることとなります。

4 申請にあたっての注意

(1) 提出書類は、万年筆や黒のボールペン等の「消しゴム等で容易に消すことができない筆記具」ではっきりと記入してください。(消せるボールペンでの記入は不可とします。)

(2) 「飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）」と「市税完納証明請求書」に使用する印鑑は、同じもので押印してください。

(3) 提出書類の訂正は、訂正箇所に二重線を引き、線上に申請者欄の印鑑と同じものを押印し、分かるように書き直してください。

(4) 書類の提出方法は、保健所窓口への持参のみとなります。

郵送・ファクス及び電子メールでの書類提出はお受けできませんのでご注意ください。

(5) 助成金の交付は口座振替により行いますので、交付までに概ね2カ月程度の期間をいただきます。

(6) 助成終了の広報は、市ホームページ及び市内の動物病院への通知により行いますが、時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。

最新の状況については、事前に担当課（いわき市保健所生活衛生課 27-8592）
にてお電話でのお問い合わせをお勧めします。

メモ

【所有者のいない猫不妊去勢手術費の助成事業の概要】

いわき市では、所有者のいない猫のみだりな繁殖による市民の財産等への被害を防止し、動物愛護精神を醸成するため、所有者のいない猫の不妊去勢手術に要した費用について、その一部を助成しています。

助成は、同一個体の生涯につき1回となります。

予算の範囲内で実施される助成であり、先着順の受付となりますので、予算額に達し次第、終了となります。

助成終了の広報との時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。

あらかじめご了承ください。

1 助成対象の要件

(1) 申請者の要件

いわき市の登録を受けた3名以上のグループ

(2) 申請者の誓約事項

- ・ 不妊去勢手術にあたって、市内で保護した所有者のいない猫であることを確認すること。
- ・ 不妊去勢手術には危険が伴うことを理解し、それらに伴う一切の問題について責任を負い、誠意を持って問題解決に努めること。
- ・ 不妊去勢手術にあたっては、特別な理由があると認められる場合を除き、手術済みであることの目印として雄猫は右の、雌猫は左の耳介先端部の一部をV字型に切除すること。
- ・ 獣医師の判断により、不妊去勢手術を行わない場合があることを理解すること。
- ・ 不妊去勢手術を実施可能な市内の動物病院（獣医療法第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。）を自ら確保し、その実施を依頼すること。

- ・ 不妊去勢手術の実施後において、猫を手術実施前の生息場所に戻すにあたっては、トイレの設置、エサの適正な管理等により周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るように努めること。
- ・ 不妊去勢手術を実施した猫のうち譲渡可能なものについては、屋内飼育をする者への譲渡に努めること。
- ・ その他、不妊去勢手術等の実施について、市長が必要と認める事項を遵守すること。

(3) 対象となる猫の要件

- ・ 助成を受けようとする年度内に、いわき市内の動物病院で、獣医師により不妊去勢手術を受けた所有者のいない猫

※ 次の項目に該当する場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 手術前の段階で、高齢や疾患等により既に完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した所有者のいない猫
- ・ 既に不妊去勢手術を実施してある所有者のいない猫の麻酔等の処置

2 手続きの方法等

(1) 窓口（持参のみ）

いわき市保健所 生活衛生課 動物愛護係

（いわき市内郷高坂町四方木田 191 総合保健福祉センター 2 階）

(2) 提出書類

ア グループの登録申請の際の提出書類

- ・ 所有者のいない猫不妊去勢手術費助成グループ登録申請書（第 1 号様式）
- ・ 猫のエサ場及びトイレ設置場所を明記した周辺地図
- ・ 口座振替依頼書（債権者等登録申請書）

※債権者登録をすでに行っている場合は不要

- ・ グループの代表者の預金通帳の写し
- ・ その他、市長が必要と認める書類

イ 助成金申請から交付までに必要となる提出書類

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 所有者のいない猫不妊去勢手術費助成金申請書（第4号様式）
- ・ 手術実施獣医師が発行した所有者のいない猫不妊去勢手術実施証明書（第5号様式）
- ・ 不妊去勢手術の実施前及び実施後の猫のカラー写真（L判以上）
- ・ 不妊去勢手術費の領収書（原本または写し）
- ・ 補助金等実績報告書
- ・ 補助金等交付請求書
- ・ その他、市長が必要と認める書類

※ 様式については、市ホームページや、いわき市保健所生活衛生課の窓口にて入手できます。

3 申請にあたっての注意

- (1) 提出書類は、万年筆や黒のボールペン等の「消しゴム等で容易に消すことができない筆記具」ではっきりと記入してください。（消せるボールペンでの記入は不可とします。）
- (2) 「飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）」と「市税完納証明請求書」に使用する印鑑は、同じもので押印してください。
- (3) 提出書類の訂正は、訂正箇所に二重線を引き、線上に申請者欄の印鑑と同じものを押印し、分かるように書き直してください。
- (4) 書類の提出方法は、保健所窓口への持参のみとなります。
郵送・ファクス及び電子メールでの書類提出はお受けできませんのでご注意ください

い。

- (5) 助成金の交付は口座振替により行いますので、交付までに概ね2カ月程度の期間を
いただきます。
- (6) 助成終了の広報は、市ホームページ及び市内の動物病院への通知により行いますが、
時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。
最新の状況については、事前に担当課（いわき市保健所生活衛生課 27-8592）
あてお電話でのお問い合わせをお勧めします。

メモ

【猫に関する法律・条例関係抜粋】

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年十月一日法律第百五号）抜粋

※ 本法については、令和元年6月19日に一部改正され公布されていますが、施行前（公布から2～3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）の内容も含まれていますので、詳しくは担当課あてお問い合わせください。

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努め

るとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 (省略)

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 (省略)

- 2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップ

を装着するよう努めなければならない。

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

二 (省略)

2～9 (省略)

(変更登録)

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

2 (省略)

(死亡等の届出)

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、

その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○ いわき市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 11 年 12 月 24 日いわき市条例第 32 号）抜粋

(飼い主の責務)

第 5 条 飼い主は、その飼養する動物の本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

2 飼い主は、動物を終生飼養するように努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類及び発育状況に応じて、適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 動物の疾病及び負傷の予防を図ることにより、その健康及び安全を保持すること。
- (3) 動物の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- (4) 動物の種類、習性等に応じた施設を設けること。
- (5) 汚物及び汚水を適正に処理することにより、施設及びその周辺を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。
- (6) 動物が公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養すること。
- (7) 動物の鳴き声、動物から飛散する羽毛等により人に迷惑をかけないように飼養すること。

メモ

いわき市猫の適正飼育管理ガイドライン

第2版：令和2年6月1日作成

いわき市保健所生活衛生課

内郷高坂町四方木田191番地 ☎ 27-8592